

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	河川課	整理番号	1-328
許認可等の種類	砂利採取業務主任者の認定				
根拠法令条例等・条項	砂利採取法第6条第1項第6号ロ				
許認可等の概要	砂利採取業務主任者試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有する者としての認定				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (法令の定め以上に具体化することが困難であるため)				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(事例がなく設定困難)				
期間の制定根拠	—				